

戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差

李, 宇衍
落星台経済研究所 : 研究委員

<https://doi.org/10.15017/1807618>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 32, pp.63-87, 2017-03-24. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【論説】戦時期日本へ労務動員された 朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差

李 宇 衍^②

I はじめに

戦時期（一九三七―一九四五年）の朝鮮人の日本への労務動員とその労働を「強制連行・強制労働」として論じる立場に立脚すれば、朝鮮人に支給された賃金の実態や、日本人との賃金格差のような問題は論議の対象になり難いであろう。^①「強制連行・強制労働」という視点からは、朝鮮人が得た報酬のような論点に関しては、研究対象となりにくい盲点である。「強制連行・強制労働」という視点から行われたこれまでの先行研究は、本稿で取り扱おうとする主題を単純に「奴隷的労働と奴隷的生活」とすることですませ、矮小化して取り上げなかったという責任を免れない。労務動員に関し、当然取り組まれてしかなるべきこの問題に関し、先行研究がほとんどないのは上の理由に起因するのである。

残念なことに、これまで発表されてきた戦時期の労務動員に関する研究のほとんどが「強制連行・強制労働」、さらには「奴隷的生活と労働」という立場から進められ、かかる視点は朝鮮人の労働と日常を再構成す

るにあたって大きな障害となってきた。この視点に立つと、自ずと「奴隷労働」や「奴隷的生活」とは相いれない被動員労務者の主体的な面と多彩で多様な日常の出来事は視野に入ってこなくなるためである。このような負の視点は戦時中の労務動員という歴史を研究するにあたって、これまでずっと研究の主題と課題を大きく狭める役割をしてきたのである。

本稿では朝鮮人炭鉱労働者と金属鉱山の労働者の賃金がどの程度支払われていたのか、賃金はどのように決定され、日本人の労務者との賃金の格差は実際どれくらいだったのか、またその推移は戦時期にかけて、また戦前期と比べてどのように変化していたのかを明らかにする。この問題の解明を通して、本研究は朝鮮人労務者の生活を再構築する研究に先立ち、その障害を取り除くことがはじめの目的となる。しかし、本論で述べるように、朝鮮人労務者の賃金に関連し、朝鮮の家族への送金と強制貯蓄が重要な問題となる。朝鮮へ送金がきちんと行われたのか、また貯金は労務者の意志により引き出すことができたかどうかという点である。送金の実行と貯金の引き出しが朝鮮人労務者の意志に反するもの

であったとすれば、たとえ高い賃金が支払われたとしても意味がないからある。これについては別稿で論じたい。

本稿で利用している資料はほとんど「強制連行・強制労働」という立場の研究者が編纂したものであることを読者に前もって断っておきたい。次のⅡ節では、朝鮮人炭鉱労働者（金属鉱山も含む）が受け取った賃金の水準がどのようなレベルにあったのか、通説のように、事実上無給のただ働き同然だったのか、微々たるものだったのか検討する。Ⅲ節では賃金の計算方式を、炭鉱を事例にして説明する。Ⅳ節では朝鮮人と日本人の賃金を比較し、賃金が「民族差別的」に支給されたという通説が果たして妥当なのかどうかを確認する。Ⅴ節では前節Ⅳを踏まえ日本人との賃金の格差が戦時期に、また戦前期とくらべどのように推移したのかについて紙幅を割く。結論では本稿で論じた点を要約し、今後の課題を提示して結びとする。

Ⅱ 賃金の水準

一九三九年九月、いわゆる「募集」以降、日本への労務動員は始まった。多くの人々は「戦時動員」であるが故に賃金は支払われなかったと考えるが、これは事実と異なる。労務動員が始まって以来、また一九四四年一〇月から始まった「徴用」の段階でも被動員者へ賃金は支払われていた。^③本稿で扱う鉱夫もまた例外ではなかった。だとしたら、この支払われた給与額はいくらくらいであり、それはどのように支出されたのであろうか。

朝鮮人に対する戦時動員が始まって間もない一九四〇年、日本鉱山協

会 は本土内主要七八ヶ所の炭・鉱山（石炭鉱山と金属鉱山。以下同じように表記する）の朝鮮人鉱夫に対し皇民化教育等「指導訓練施設」、賃金等の朝鮮人に対する「待遇」、「送金及び貯金」等に関して調査した、三〇〇頁（日本鉱山協会一九四〇）もの膨大な分量である「半島人労務者に関する調査報告」を刊行し、集計結果を発表した（朴慶植編一九八一。第二巻、一―三〇〇頁）。表1はそこから一ヶ月の平均賃金、一人当たりの平均貯金及び家族送金がすべて書かれている四六ヶ所の炭・鉱山の資料だけを抜粋したものである。一ヶ月の食費は一日の食費に三一を掛け算して計算し、その中で「*」がついているものは食費の資料がなく、資料がある炭・鉱山の一日当たりの食費のうち最高額である六〇銭から算出した一八・六〇を表示した。差額は一ヶ月の平均賃金から貯蓄、送金及び食費を引いた値である。食費を除外するとバラツキを示す散布度がとても高く、鉱山ごとに賃金、貯金及び送金の状況がまばらであることが判明する。^④以上から平均値が持つ意味が限定的であるが、そのことを踏まえながら、他の資料がないため、この値を用いて論をすすめることにする。

前もって指摘しておきたい点は、「一ヶ月の平均送金」が在籍者または一ヶ月に一日以上作業に参加したか同社の一人当たりの平均額ではなく、送金を実際に行った鉱夫だけの平均送金額であるという点である。この資料の札幌管内三井砂川炭鉱の調査によると、一九四〇年七月末現在、在籍人員は六二二名であり、三ヶ月の平均送金者数は二七九名であった（三〇―三二頁）。この数字から計算すると、在籍者の四四・八%が平均して三二・三四円を送金したということである。表1にリストアップしていないが、大阪管内の明延鉱山にも同年一ヶ月の月平均在籍人数

表 1 1940年主要鉱山の賃金と支出

(単位：円、構成比は%)

所 属	炭 鉱 名	種類	月平均賃金	月平均貯金	月平均送金	月 食 費	差 額
札幌 管内	歌 志 内 炭 鉱	炭 鉱	84.29	6.75	41.50	18.6*	17.44
	空 知 炭 鉱	炭 鉱	78.33	15.10	25.78	13.95	23.50
	雄 別 炭 鉱	炭 鉱	71.39	18.82	24.92	17.05	10.60
	春 採 炭 鉱	炭 鉱	99.06	10.00	20.00	18.6*	50.46
	夕 張 炭 鉱	炭 鉱	68.89	8.18	26.10	14.57	20.04
	三井砂川 炭 鉱	炭 鉱	80.37	20.16	23.49	13.95	22.77
	豊 羽 鉱 山	鉱 山	85.00	35.00	45.00	18.6*	-13.60
	静 狩 鉱 山	鉱 山	80.04	20.17	24.93	16.28	18.67
	鴻 之 舞 鉱 山	鉱 山	85.46	36.78	31.94	17.05	-0.31
仙臺 管内	高 玉 鉱 山	鉱 山	51.34	13.55	16.78	12.40	8.61
	細 倉 鉱 山	鉱 山	58.42	2.50	16.00	15.50	24.42
	舟 打 鉱 山	鉱 山	70.00	6.00	50.00	18.6*	-4.60
東京 管内	佐 渡 鉱 山	鉱 山	66.77	11.44	21.16	12.40	21.77
	河 津 鉱 山	鉱 山	58.98	16.56	23.51	10.85	8.06
大阪 管内	土 倉 鉱 山	鉱 山	80.00	10.00	30.00	18.60	21.40
	大 久 喜 鉱 山	鉱 山	70.00	5.00	20.00	18.6*	26.40
	白 瀧 鉱 山	鉱 山	67.57	23.04	19.47	10.85	14.21
	紀 州 鉱 山	鉱 山	67.09	4.20	6.10	15.50	41.29
	大 屋 鉱 山	鉱 山	85.50	7.50	17.00	18.6*	42.40
	鰐 淵 鉱 山	鉱 山	64.10	3.70	40.00	13.95	6.45
	今 出 鉱 山	鉱 山	65.00	3.00	25.00	13.95	23.05
	別 子 鉱 山	鉱 山	62.11	19.40	29.00	9.30	4.41
福岡 管内	山 陽 無 煙 炭	炭 鉱	79.64	38.13	57.28	12.40	-28.17
	飯 塚 炭 鉱	炭 鉱	76.10	10.39	21.13	16.43	28.15
	新 入 炭 坑	炭 鉱	74.67	15.00	25.00	14.88	19.79
	方 城 炭 坑	炭 鉱	76.48	11.00	35.00	14.88	15.60
	鯰 田 炭 坑	炭 鉱	80.35	20.00	20.00	14.88	25.47
	上 山 田 炭 坑	炭 鉱	74.10	16.00	35.00	14.88	8.22
	崎 戸 炭 鉱	炭 鉱	77.10	8.00	32.33	18.6*	18.17
	麻 生 商 店	炭 鉱	72.00	22.50	22.50	15.50	11.50
	吉 隈 炭 鉱	炭 鉱	50.61	6.73	27.50	15.50	0.88
	峰地・火峰 炭 鉱	炭 鉱	64.48	15.38	22.24	13.95	12.91
	目 尾 炭 鉱	炭 鉱	72.96	17.10	20.80	13.18	21.89
	下 山 田 炭 鉱	炭 鉱	70.22	12.50	10.88	13.95	32.89
	平 山 炭 鉱	炭 鉱	73.87	11.07	25.00	15.50	22.30
	豊 國 炭 鉱	炭 鉱	65.61	10.00	20.00	15.50	20.11
	山 野 炭 鉱	炭 鉱	40.00	6.23	21.30	17.05	-4.57
	猪 之 鼻 炭 鉱	炭 鉱	90.00	16.22	13.51	15.50	44.77
	中 鶴 第 一 坑	炭 鉱	64.22	6.00	6.50	13.95	37.77
	大 之 浦 炭 鉱	炭 鉱	66.30	5.50	7.50	13.95	39.35
	岩 屋 炭 鉱	炭 鉱	72.88	11.92	23.29	18.6*	19.07
	吉 野 浦 炭 鉱	炭 鉱	67.00	16.20	30.35	15.50	4.95
	潛 龍 炭 鉱	炭 鉱	63.86	13.41	27.24	15.50	7.71
	池 野 炭 鉱	炭 鉱	76.64	6.01	14.96	15.50	40.17
	神 田 炭 鉱	炭 鉱	85.47	10.29	28.75	15.50	30.93
	佐 賀 關 鉱 山	鉱 山	75.64	12.73	16.72	12.40	33.79
平 均 構 成 比			71.95 (100.0)	13.37 (18.6)	24.84 (34.5)	15.24 (21.2)	18.50 (25.7)

資料：日本鉱山協会1940年、4-300頁から抜粋、朴慶植編（1981）『朝鮮問題資料叢書 第二巻 戦時強制連行・労務管理政策Ⅱ』。

と送金人数が記されており、在籍者のうち送金者は七一・八%である。(九八一〇一頁)。同管内の生野鉱山も同様の記録があり、送金者は七二・八%であった(一五三一五五頁)。仙臺管内の高屋鉱山の場合三(七月の月平均稼働人員と送金人員が記されており、稼働人員の七〇・一%が送金していたことがわかる(五四一五九頁)⁵⁾。しかし労働科学研究所の「半島労働者勤労状況に関する調査報告」(以下「調査報告」と略す)に掲載された一九四一年の北海道某炭鉱の送金人員は在籍人員の三四・〇%に過ぎなかった(労働科学研究所(一九四三a)、朴慶植編一九八二第一巻、三七三、四八二頁)。一九四三年初、北海道の金鉱山である住友(株)鴻之舞鉱山で送金をしている鉱夫は全体の二〇から三〇%であったという(古庄正二〇一一、三五八頁)。表1は戦時労働動員が実施された直後、まだ鉱山とその労働係になれていない朝鮮人労働者が、会社側の強権に促され多数が送金した状況を示しており、「調査報告」や古庄正の数値は会社の勧誘を振り切り、自己の意思で賃金を支出している状況を表しているのではないのかと思われる。

周知のように、食事代と貯蓄は賃金から天引きされていた。貯蓄はほとんどが強制貯蓄であったため、表1の貯蓄額は賃金から差し引かれたものであるだろう。同時に、送金を差し引くと差額(残額)の平均は一八・五〇円であり、一ヶ月あたり平均賃金の七一・九五円の二五・七%にもなる。この差額は賃金から貯蓄、食費と送金を除いたものであるが、それ以外にも給与から引かれている項目としては税金、公務費、配給物資代金、衣服費、月払い等があった。これらの項目から引かれる金額は一九四四年の資料によると、賃金の一六・七%程度である(表2)。これをもとに、賃金から差し引かれる金額は貯蓄一八・六%、食費二一・

二%、税金およびその他が一六・七%、それに送金二五・七%となる。従って送金をした鉱夫は賃金から貯蓄、食費、税金およびその他の合計の五六・五%を除いた四三・五%の中から送金をしていたことになる。また、表2の一九四〇年の資料によると、送金をする人々はこの四三・五%から三四・五%を送金し、残りの九・三%を小遣いとして使用し、送金をしていない人々は賃金の四三・五%をすべて自由に消費したものと計算される。

上の推論は、断片的ではあるが、これまで公刊されてきた資料と大きな違いがない。

表2から確認しておこう。一九四一年、茨城県所在の日立鉱山の貯蓄と送金が一ヶ月の賃金で占める割合は一九四〇年とそれほど差がない。一九四四年の資料は一日の賃金七(八円、月収一五〇円)の九州地域の平均的な炭鉱夫の支出構成を示しているか、これを計算した結果、一九四〇年との差は送金の割合が若干低く、残額の割合が高いということのみで、差引額とその他の割合はほぼ同じである。一

表2 賃金の支出と構成比

(単位：円、構成比は%)

年度	控 除 額				送 金	残 金	計
	食 費	貯 金	その他	小 計			
1940	15.24 (21.2)	13.37 (18.6)	11.78 (16.4)	40.39 (56.1)	24.84 (34.5)	6.72 (9.3)	71.95 (100.0)
1941		11.50 (計算不可)			21.52 (計算不可)		52.96 (計算不可)
1944	18.00 (12.0)	45.00 (30.0)	25.00 (16.7)	88.00 (58.7)	40.00 (26.7)	22.00 (14.7)	150 (100.0)
1945				67.16 (53.8)	36.88 (29.6)	20.75 (16.6)	124.79 (100.0)

資料：1940年は日本鉱山協会(1940)、1-300頁。1941年は労働事情調査所(1942)、90頁。月の平均収入額、平均貯金額、平均送金額のすべてのデータがない。
1944年は石炭統制會九州地部(1945)209頁、1945年は守屋敬彦(1996)、128頁。

九四五年は住友鉱業(株)伊奈牛鉱山の資料から計算したものである。ここでは四四名の朝鮮人鉱員の四ヶ月分の稼働賃金、差引額及び家族送金額が記されており、表2にはその平均金額を記した。この支出構成もまた一九四〇年のものとほとんど同じで、大差がない。⁽⁶⁾

要するに、表2は異なる資料から作成したものであるが、賃金は強制貯蓄、食費、その他の雑費を引いても少なくとも四割程度の金額が手取り分として残る金額であったことを示している。この四割以上の現金があるため、会社側は送金を強く勧めたが、従わない朝鮮人も多かった。彼らは送金の代わりに現地にて使用することを希望した。送金の如何は現場では寮を監督する労務係員つまり寮長と、労務者の間での激しい議論の末に決定されていたものと思われる。一四ヶ所の炭・鉱山を現地調査した結果を記録した「半島労務者勤労状況に関する調査報告」では、この話が「貯蓄の奨励」という項目にて紹介されている。「B炭鉱」では「毎月の給料は寮長を通じて支払われるが、そのとき各個人の貯蓄額、送金額を本人と話し合っ合意し、その残額を渡すことになっていた」と記されている(朴慶植編一九八二第一巻、四七一頁)。⁽⁷⁾

先行研究では、強制貯蓄、各種積立金、食費、その他の雑費等を差し引くと、残るものがなく、ごく僅かな額の「小遣い」に過ぎず、従って送金する余裕はなかったとしている。⁽⁸⁾しかし、強制貯蓄等を控除しても賃金の四割以上が残り、この金額から自身の意志であろうが労務係の強要であろうが、家族に送金したり、そうでなければ現地で消費したりした。一九三九年七月一九日に発表された「右ノ要綱(朝鮮人労働者募集要綱、引用者)取扱ニ関スル細目」以来、終戦まで「生活に必要な最小限の金額のみ残してすべて送金・貯蓄」することが原則であったが(朝鮮

人強制連行実態調査報告書編集委員会編一九九九、四三頁)、朝鮮人労務者の抵抗でこの原則は守られなかった。作業服と食事は差引額に含まれ、独身者のための宿舍の家賃は無料であった。このように生活に必要な金額と貯蓄が差し引かれた後に残った金額から、送金しない分は洋服の購入、いろいろな食べ物、賭博、酒とたばこ等に使用された。詳細は別稿に譲りたい。

Ⅲ 賃金の計算方式

炭鉱を中心に賃金の計算方式に関して考察する。炭・鉱員の賃金は、林えいだが「炭鉱によつて賃金の差はあるが、その計算の方法は実に複雑である。」と認めているように(一九九一、「解題」三六頁)非常に複雑な方式で計算されていた。当時の賃金体系について最も詳しく説明しているものは労働科学研究所(一九四三b)の「炭鉱における半島人労務者」であり、これを要約、紹介すると以下の通りである。まず、「新入」は「三ヶ月」の訓練期間には定額の日給を支給する。この期間が終わり、採炭、掘進、充填、運搬等の基幹作業に関しては団体生産高賃金率⁽⁹⁾が一般的である。定額の日給制の賃金が払われたのは機械、工作、選炭、雑役等である。以下では採炭、掘進等における生産高賃金率⁽¹⁰⁾に関して説明する。⁽¹¹⁾

一、賃金総額の決定。採炭はトン当たり単価×正味出炭高、掘進は坪当たり単価×掘進坪数で賃金の総額を計算する。二、賃金総額の修正。前もって決めた出炭高以上に出炭した場合、各函に所定の奨励金を加算する。採炭夫が採炭以外に別の作業をした場合、それも総額に加算する。

勤労報告隊や新参者の配属によって総出炭量の低下が予想される場合には「技能低下補助」などの名目で一定金額が加算された。朝鮮人労働者が多数混合配置される場合にもこれと同じように加算額を適用または新入の未熟練鉱夫の教育、引率指導に関する手当を総額に加算する。三、トン当たりの単価の決定。トン当たり生産費のうち、労賃部分を考慮し、他の作業場との均衡を勘案し、また、季節的な理由で作業が困難である場合にはその事情を考慮し、低質な鉱石が多い採掘切羽または炭層に遭遇し出炭高が落ちる場合にもその事情を参酌し、トン当たり単価を決定する。四、総出炭高の決定方法。出炭高は函数、つまり坑内鉄路にある石炭を積載した車両の数で計算する。一函あたり積載トン数は目測により決定される（目測といっても実測とほぼ差がなかったという）。また、捨て石（ボタ）、つまり低質の原鉱混入が多い場合には一定率だけ函数を削減する（この函数計算に関しては、朝鮮人のうちに疑いを持つものもいたという）。五、以上のように、決定された賃金総額は、石炭鉱夫それぞれの技能程度と受け持った職種を考慮し決められた一定の比率に基づき個人ごとに分配された。現場係員が算出するこの按分の比率を歩率という。たとえば最低を一〇とし、最高を一六にしたとき各鉱夫歩率を付与し、この歩率に比例して賃金を支給するのである（労働科学研究所（一九四三b）七六九―七七〇頁）。

実例を挙げ説明すると、次の通りである。調査が実施されたその日の出炭は二四七函、函あたりの単価は〇・七五円であった。捨て石（ボタ）混入による控除函数は二〇函、積載不十分による控除函数は一・九函、所定量以上を積載し、増加した函数は〇・六函である。よって、純出炭高は二四七―二〇―一・九＋〇・六＝二二六・一五函となり、総支出賃

金は〇・七五×二二六・一五＝一六二・八三円となる。ところが、この日、勤労報国隊と一緒に作業をしていたとすると、彼らによる能率低下の補助として、函あたり二〇銭を補助し、その総額は〇・二〇×二二六・一五＝四五・二〇となる。また、勤労報国隊員一人当たりの新参者の教育手当を〇・三〇円とし、〇・三〇×一八名＝五・四〇円を追加する。火薬代の二一・四二円引いて賃金総計は一九二・〇一円である。これを按分する方法は次の通りである。一六―一八歳で一ヶ月以上の経験者（日本人）を一〇としたとき、この日の実際の最低レベルの技能者は一一・五、最高技能者は一六・〇との評価を受け、この比率の総計は五八八・四である。つまり技能レベル一に対する賃金は一九二・〇一／五八八・四＝〇・三二八円となるのである。技量が最低の一・五であるものは〇・三二八×一・五＝〇・四九二円、技量が最大の一六・〇であるものは、〇・三二八×一六・〇＝五・二五円の賃金をもらうことになる。（労働科学研究所（一九四三b）七七〇―七一頁）

朝鮮人と日本人には同一の賃金体系が適用されたが、このように計算が複雑であったために誤解を生む可能性があっただけでなく、歩率の鑑定（計算）をはじめ民族差別的な要素が介入する余地があったのである。¹²朝鮮人と会社が対立した紛争の推移をみると、一九三九年と一九四〇年に頻発していた賃金問題による紛争は一九四一年以降にはほぼなくなり（朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会編一九九九、二五四頁）、食糧事情が悪化したことによる紛争が増加したのである。¹³朝鮮総督府は日本政府とともにこのような問題を認識していた。一九四二年二月二三日、「官幹旋」による労務動員制度を導入しながら厚生省、労働省で公表した「移入労務者訓練取扱要綱」では「賃金は労務者各人の能率、勤怠に依り

差等あることを予め充分に理解せしむる」こと（厚生省・内務省、一九四二、七七頁）を要求し、同月二〇日、総督府で制定・公表した「内地移入斡旋要綱」でも「従業条件を特に徹底せしむること：各個人別の収入に付て能力に依り当然差異あるものなることを了得せしむること」を要求した（前田一、一九四三、五一頁¹⁴）。

西成田豊は一九四二年北海道の住友(株)鴻之舞鉱業所の資料によると「賃金が支払われなかったことも、けっして例外的ではなかった」と書いているが（一九九七、二七七頁）、西成田が依拠した資料を示そう。

昭和十七年七月八日

公州郡木洞面長 木村清治

住友鴻之舞鉱業所長宛

労務者ノ賃金支払方依頼ノ件

……昭和十五年（一九四〇年、引用者）三月二十二日より貴鉱山ニ労務者トシテ従事シタル処、雇用期間満了ニ付本年四月二十七日帰郷致居ル左記者ノ申出ニ依レバ、貴社出発ノ際被此取り紛レ賃金受領ノ正確ヲ期シ得ズ、只貴社ノ世話係ヨリ船中ニテ口頭ヲ以テ二十四日分ノ賃金残額ヲ追テ送金スベキ旨本人ニ知ラセタル処、販郷後既ニ二ヶ月候得共、未ダ何等ノ送金ナキ為メ、本人ヨリ数回ノ依頼ヲ受ケ、不得已御通報候間、御繁忙中乍手数御詳細ノ上、其ノ内容照査ノ上、其ノ内容一応回報相成度右依頼候也

記

忠清南道公州郡木洞面利仁里

崔錦玉

西成田豊はこれを奇貨として「賃金受領ノ正確ヲ期シ得ズ」といわれるほど、「朝鮮人に対する賃金管理が杜撰だった」ことを上の資料から読み取れるとする。しかし、これは契約期間終了後の未払い賃金を清算する過程で起こったことであり、鉱山に勤務する中で生じたことではないということも示すべきである。さらに重要なことは一九三九年、日本への朝鮮人労務動員が始まって以来、雇用主は彼らを労働、生活状態、賃金等労務管理に関する実態を毎月地方長官に報告するようになっていたという点である。これは一九三九年七月二九日、厚生・内務両省の次官による地方長官あての通牒「朝鮮人労働者募集要綱」で制定され、同時に発表された同要綱の「取扱いに関する細目」（朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会編一九九九、四四頁）と「朝鮮人労働者募集手続」に規定されている事業主の義務事項であった（朝鮮人強制連行真相調査団編一九七四、六二二頁）。また、同日公表された「朝鮮人労働者内地移住に関する事務取扱手続」では毎月の作業状況、賃金、貯蓄、送金等を管轄警察署に報告するよう規定した（住友鉱業(株)歌志内鉱業部一九四〇、一五一―一六頁）。このような状況で朝鮮人に対する賃金支給を組織的に忌避することはあり得ないことであった。¹⁵

賃金が到着しないため、労務者の崔錦玉は、面事務所を訪ね抗議し、面長は公文として、これまでの経緯を伝え、回答を求めたという事実も重要である。守屋敬彦は日本から家族へと送金したお金が届かず、面事務所と住友鴻之舞鉱山の間の往復文書があったというが（一九九六、一三四―一三五頁）、この件に関しても鉱山の側から回答があったはずである。朝鮮人に対する賃金支給を地方長官に毎月報告する義務が付加されており、朝鮮の家族に送金し、万が一賃金が到着しなければその問題を

解決する手続きが用意されていたのである。西成田豊が提示した事例は、日本へと動員された労務者の賃金が「適当に（いい加減に）管理」されていたのではなく、むしろ組織的に実施されていたことを示すものと解釈されなければならない。このように組織的に管理されていたために、一九四二年にある炭鉱で朝鮮鉱夫を対象に「楽しいこと」を調査した結果、その一番として「給料日」を挙げたのであると考えられ（産業労働調査所一九四二、一八頁）、現在の資料状況ではこのように判断することが合理的であろう。ただ、金属鉱山・石炭鉱山炭鉱資料が新たに公開されることによって、多様で実態に近い姿を描けるだろうと考える。

一九四三年、戦況により金鉱山を全面廃・休業する措置が取られると、上記の住友鴻之舞鉱山は朝鮮人鉱夫を九州の炭鉱に転換配置した。鄭恵瓊（チョンヘギョン）はこのとき給与の関係を重視して、一八・二〇の項目にもある給与、手当、貯金が清算され、支給されたことを指摘し、この転換配置過程で賃金等を規定するものをもって「強制性」を立証する根拠であるとした（二〇・一一、五七四―七五頁）。この金額の清算と支給がなぜ「強制性」の根拠となるのかまったくわからないので、理解に苦しむ。はっきりしていることは、この事例もまた、上の場合と同じように解釈されねばならないということである。たとえば、守屋敬彦はこの鉱山で転換配置された人々に賃金を清算し、手当、貯金を支給したことは朝鮮人と日本人とも同じであり、朝鮮人が日本人と違ったことは、転換奨励金という名目で月給三ヶ月分に相当する退職手当、休業手当、酒肴料、餞別金等を支給されたという事実であるとしている（一九九一、二九頁）。

Ⅳ 朝鮮人と日本人間の賃金格差

一九三九年九月以降の「募集」、一九四二年二月以降の「官斡旋」、そして一九四四年九月以降の「徴用」にいたるまで、日本へと動員された朝鮮人労務者に賃金は支払われた。まず、「募集」の場合、その施行を知らせた一九三九年七月二九日、内務・厚生省の兩次官の地方長官宛通牒「朝鮮人労働者内地移住に関する方針」（朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会編一九九九、四八三頁）では日本人の雇用主に「朝鮮人労働者の処置に付ては、出来得る限り内地人労働者との間に差別」がないようにすることを謳った。⁽¹⁶⁾「官斡旋」による朝鮮人労働者動員を公表した一九四二年二月一三日の閣議決定「朝鮮人労働者活用に関する方策」（二四―二五頁）でも「本要員の処遇らして関しては形而上下に亘り、内地人と異なる所なからしむ」と指示した。⁽¹⁷⁾最後に、「徴用」においても「賃金は勿論、其の他の処遇においても、全然内地人間に差別はありません」と書き、差別がないことを強調した（国民総力朝鮮聯盟一九四四、四一―四二頁）⁽¹⁸⁾。

個々の鉱山でも朝鮮人と日本人の間に賃金差別はなかったと報告されている。前章で紹介した「半島人労働者に関する調査報告」で「賃金の定め方法」に関し答えた鉱山は五二ヶ所であった（一―三〇〇頁）。その中でも二一ヶ所の鉱山で明示的に日本人と「内地人と何等変ることなし」と答えるか、日本人と「同様」と答えた。賃金体系が同一であるという意味であり、賃金額が同じであるということではないのはもちろんである。一九四〇年、住友鉱業（株）歌志内鉱業部（石炭山）の「就業案内」には「賃金は稼高払（生産高賃金率、引用者）とする」となっている（住

友鉱業(株)歌志内鑛業部一九四〇b、二二頁)。磐城炭鉱の「就業規則」には「三 賃金に関する事項」・稼…(中略)…単価を決め作業の産出高により計算…(中略)…共同社業の場合…(中略)…按分し賃金を計算する」となっている(長澤秀一九八七、一六八頁)。この「就業案内」と「就業規則」の共通点は朝鮮人と日本人の区別がないという点であり、両者を区別し別個として取り扱うという文書は存在しないという事実である⁽¹⁹⁾。住友鉱業(株)歌志内鉱業部の“Terms Requested and Answer to the Terms Requested”(「進駐軍関係綴」所収)によると日本敗戦後、朝鮮人はストライキ中に「終戦以前日本人より五〇銭低かったため追加で五〇銭を支給」することを要求し、これに対し会社は朝鮮人と日本人の間の差をなくし賃金を支給し、経験、技量、労働量により支給されたと答えており(一九四五、四一五―四一七頁)、以後この問題は二度と取り上げられることはなかった。

一九四三年、東京地方鉱山部会の資料で佐渡鉱業所(金属鉱山)は「政府方針に従い内鮮の無差別取扱方針」であり、待遇は「内地人と同じ」(二四七頁)で、賃金計算方式は「半島労働者中大部分を占める坑内夫に付ては内地人労働者と全様年齢、経験等考慮し、業務の種類及び難易に依り予め査定せる請負単価に依り其の稼高に応じ支給、ごく少数の坑外夫に付ては定額給を支払う」(二五〇頁)とした。同年、北海道炭鉱汽船労働部長前田一は日本人と朝鮮人の間の賃金区分はなく、勤勉性と技量に基づいて賃金が決定されたと述べている(一九四三、一四九頁)。

さて、日本政府と朝鮮総督府、そして個別鉱山が闡明した通り、賃金において民族差別は実際になかったのであろうか。ただ朝鮮人であるという理由で同じ作業をしている日本人より低い賃金を受け取っていたの

ではないのか。これに関し最初に明快な答を出した研究者は朴慶植(一九六五)であり、今日に至るまで学界の主流、通説となっている。その根拠は表3の北海道某炭鉱の民族ごとの賃金分布(一ヶ月)であり、出所は労働科学研究所が一九四二年一月一日から二月七日にかけて実施した調査の結果として発刊された「半島労働者勤労状況に関する調査報告」の九〇頁にあるD炭鉱の資料である(朴慶植編一九八二第一巻、九〇頁)⁽²⁰⁾。

表3からわかるように日本人の場合、五〇円以上が八二・三%であり、一方朝鮮人は五〇円未満が七五・〇%を占める。この表を根拠に、朴慶植は朝鮮人の賃金が日本人の半分程度であり、これこそまさに「民族差別」であると主張した。この表は同じ文書の「総括表」、一七三―一七四頁でも再び引用される。ところが、その前の一六九―一七〇頁には「朝鮮人勤続年数」と「内地人勤続年数」が掲載されている。ここからD炭鉱の公布の年齢ごと分布を抜粋したものが次の表4である。

朝鮮人の勤続年数は二年未満が八九・三%であり、二年以上は一〇・七%に過ぎなかった。日本人は二年未満が四二・八%、二年以上は五七・二%に達する⁽²¹⁾。表4から読み取れるように、表3で朝鮮人が五〇円

表3 北海道D炭鉱民族別の賃金分布

(単位:名、%)

	30円未満	30-50	50-70	70-90	90-110	110-130	計
日本人	32 (3.6)	123 (14.0)	187 (21.3)	194 (22.1)	181 (20.6)	160 (18.2)	877 (100.0)
朝鮮人	117 (36.1)	126 (38.9)	40 (12.3)	22 (6.8)	7 (2.2)	12 (3.7)	324 (100.0)

資料:労働科学研究所(1943a)、90頁。

上記「調査報告」で民族と勤続期間ごとの分布と賃金別分布を示す事例がもう二つある。まず、表5を一瞥されたい。D炭鉱と同じように北海道のB炭鉱である。勤続年数からみて朝鮮人はD炭鉱とは違い一～二年に集中しており、日本人の勤続期間が一年未満である新参が四二%

表4 北海道D炭鉱民族別勤続年数分布

(単位：名、%)

	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上	計
朝鮮人	273 (74.8)	53 (14.5)	39 (10.7)	— —	— —	— —	365 (100.0)
日本人	276 (29.6)	123 (13.2)	106 (11.4)	101 (10.8)	42 (4.5)	285 (30.5)	933 (100.0)

資料：本文参照

未満の低い賃金区間に密集し、日本人が五〇円以上の相対的に高い区間に集中しているのは「勤続期間」に基づく作業能率の差異を反映しているものである。長澤秀は常磐炭田の入山採炭(株)の作業班構成により発生する作業能率上の差異に関する調査を紹介した。これによると、日本人四名と朝鮮人三名で構成される場合、一名当たりの炭掘進尺数は〇・八尺であるのに比べ、二年勤続した朝鮮人八名で構成される場合は〇・五一尺(前者の六三・八%にあたる)、三か月の訓練を終えた朝鮮人八名の場合〇・二五尺(三一・三%)に過ぎなかった(長澤秀一九八七、二八頁。『朝鮮人強制連行論文集成』(一九九三、一七〇頁)。勤続年数つまり経験の蓄積が作業能率を決定しているということが窺える。⁽²⁾

表5 B炭鉱勤続期間と賃金

(単位：名、%)

A 勤続年数

	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上	計
朝鮮人	194 (20.8)	524 (56.2)	215 (23.0)				933 (100.0)
日本人	2,263 41.8	861 15.9	523 9.7	448 8.3	305 5.6	1,017 18.8	5,417 100.0

B 賃金

	30円未満	30-50	50-70	70-90	90-110	110円以上	計
朝鮮人	130 (13.7)	68 (7.1)	98 (10.3)	134 (14.1)	147 (15.4)	375 (39.4)	952 (100.0)
日本人	443 (8.7)	655 (12.9)	611 (12.0)	753 (14.8)	1,179 (23.2)	1,435 (28.3)	5,076 (100.0)

資料：勤続年数は労働科学研究所(1943a)、勤続期間は169-70頁、賃金は同資料80-81頁。

表6 I炭山の勤続年数と賃金

(単位：名、%)

A 勤続年数

	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上	計
朝鮮人	96 (33.8)	188 (66.2)					284 (100.0)
日本人	654 (31.9)	450 (21.9)	324 (15.8)	298 (14.5)	257 (12.5)	70 (3.4)	2,053 (100.0)

B 賃金

	30円未満	30-50	50-70	70-90	90-110	110-130	計
朝鮮人	38 (14.6)	53 (20.4)	69 (26.5)	47 (18.1)	34 (13.1)	19 (7.3)	260 (100.0)
日本人	73 (4.2)	222 (12.9)	469 (27.2)	403 (23.4)	299 (17.4)	256 (14.9)	1,722 (100.0)

資料：勤続年数は労働科学研究所(1943a)、勤続期間は54頁、169-70頁、賃金は同資料173-174頁。

ものぼる。しかし、勤続年数二年以上を占める割合は朝鮮人が二三・〇%、日本人が四二・三%で大きな差がある。この二つの効果が相殺され、D炭鉱と比べてみたとき、賃金水準事の朝鮮人と日本人の分布はB炭鉱に比べはるかにそっくりな姿を現している。五〇円未満の朝鮮人と

ものぼる。しかし、勤続年数二年以上を占める割合は朝鮮人が二三・〇%、日本人が四二・三%で大きな差がある。この二つの効果が相殺され、D炭鉱と比べてみたとき、賃金水準事の朝鮮人と日本人の分布はB炭鉱に比べはるかにそっくりな姿を現している。五〇円未満の朝鮮人と

日本人、それぞれ二〇・八、二二・七%、五〇円以上は七九・二、七三・八%である。

I 鉱山では二年以上勤続した朝鮮人鉱夫は一人もいない。反面、日本人鉱夫は四六・二%が二年以上勤続した。これにより賃金分布において五〇円以下の労務者が占める割合は朝鮮人が三五・〇、日本人は一七・一%であり、それだけ五〇円以上の賃金を受け取る日本人労務者の比率が朝鮮人より高かった。賃金の「民族差別」に関し朴慶植が提示した根拠は、資料に関する一方的解釈であると見做すことができる。前述した通り戦時期の朝鮮人と日本人の賃金は基本的には作業能率により決定された。作業成果、つまり採炭量、採鉱量により賃金が決定され、勤続期間が作業能率に影響を与えたことは論理的に明白な事実である。B 炭鉱とI 鉱山の勤続年数と賃金の分布もまたこのような現実を裏付けしている。朴慶植は自身が収集・整理し、以後編纂した資料集に採録した重要な資料を、その全体を概観せずに、一部分のみを抜き出し、予断を入れ込み、早まった結論を出したのである⁽²³⁾。

朴慶植の間違ひはこの五〇余年間にわたって一度も批判的に検討されずに、朴慶植の見解は今日まで生き延び繰り返されてきた。金旻榮（キムニヨン）は朴慶植が提示した北海道D炭鉱の賃金の分布をそのまま提示し、一部の証言に基づいて朝鮮人の賃金は、日本人の半分、または日本人を少し上回る水準だと主張した（一九九五、一三八―四一頁）。全基浩は金山として有名な日本鉱業株式会社の一八ヶ所の鉱山の資料を提示しながら「民族的賃金差別」を立論した。（二〇一三、一〇二―一〇四頁）。全基浩の著書で注目すべき点は表7にあり、一九四三年三月、坑内労働者と坑外労働者の平均賃金である。

全基浩（チョンギホ）は、朝鮮人坑内夫の賃金は「日本人の七五―八五%」としたが、筆者が再集計すると、朝鮮人の賃金は、日本人平均の八六・八%にあたる。この程度の差を民族差別と言えるかは疑問である。ただ、鉱山ごとに差が非常に大きい。朝鮮人の賃金が、日本人の賃金の七三・六%に過ぎないケースあれば、一二・二%になるケースある。馬上と王の山鉱山の場合、朝鮮人の賃金が高い数字である。坑外労働者の場合、朝鮮人の賃金は、日本人の九四・一%であり、特に北隆など七つの鉱山で朝鮮人の賃金が、日本人より高かった。鉱山を比較する際、坑外労働者の賃金の格差のバラツキは坑内労働者より大きい。朝鮮人の賃金が、日本人の賃金の六七・八%である鉱山もあれば、一二九・七%にもなる場合まで分散度がとても大きい。

朝鮮人坑外労働者の賃金が日本人より高い鉱山があるということに関して、全基浩は「日本人男性坑外労働者が減少し、あわせて日本人の女性坑外労働者や臨時坑外労働者が増加し、賃金水準が落ちたために、韓国人坑外労働者の賃金が相対的に高率」になったと主張した。これもまたあり得る推論である。しかし前述したように、戦時期を通して日本人と朝鮮人の名目賃金はいずれも上昇し、朝鮮人坑内夫の賃金が日本人坑内夫より高い場合も散見できる。つまり日本鉱業株式会社で、朝鮮人坑外夫の賃金が高い例があるのは、日本人坑外夫の賃金が下落したためではなく、朝鮮人の賃金上昇幅が日本人に比べて相対的に大きかったことによるという可能性もあるということである。もしそうであるとしたら、平均的にみて、表7が示唆しているのは、民族間の顕著な差別的賃金ではなく、朝鮮人と日本人の間に存在していた、それほど大きくない作業能率の差異を反映していたということになる。これは重要な論点となる

表7 日本鉱業株式会社の賃金

(単位：賃金は円、賃金格差は%)

鉱山名	坑内労働者			坑外労働者		
	朝鮮人	日本人	賃金格差	朝鮮人	日本人	賃金格差
北 隆	3.435	4.038	14.9	2.912	2.771	-5.1
豊 羽	4.207	5.586	24.7	3.171	3.055	-3.8
恵 庭	3.534	4.327	18.3	2.826	3.364	16.0
大 金	3.806	5.091	25.2	2.712	3.251	16.6
上 北	3.631	4.273	15.2	2.695	2.868	6.0
赤 石	3.395	3.493	2.8	-	2.572	-
花 輪	3.127	4.149	24.6	2.378	2.475	3.9
大 谷	3.050	3.232	5.6	2.551	2.079	-22.7
高 玉	2.342	3.091	24.2	1.524	1.958	22.2
日 立	3.112	4.226	26.4	2.823	2.688	-5.02
日 光	2.321	2.797	17.0	2.293	2.169	-5.7
三 川	3.031	3.801	20.3	1.561	2.221	29.7
峰が澤	2.804	2.843	1.4	2.283	2.250	-1.5
尾小屋	3.394	4.110	17.4	2.405	2.446	1.6
白 瀧	3.614	4.073	11.3	2.291	2.171	-5.5
馬 上	3.660	3.262	-12.2	1.322	1.900	30.4
王の山	3.170	2.998	-5.7	2.893	2.230	-29.7
春 日	2.696	2.880	6.4	2.512	2.986	15.9

資料：全基浩（2003）103頁。基づいた資料は日本鉱業株式会社「昭和17年下半年事業概況」

注：賃金格差は「(日本人賃金-朝鮮人賃金)×100/日本人賃金」で計算し、次の表も同じ。

が、日本人坑外夫の生産能力が低くなる方向に労働力の構成が変化したということなのか、そうでなければ、朝鮮人坑外夫の賃金が日本人に比べ相対的に増加したということであるのか、両者のうちどちらであるかを判別しなければならない。そのためには、個人ごとの情報を含んでいる「賃金臺帳」のような資料を分析しなければならない。このような資料は存在するが、残念ながら公開されていない。

戦時期に日本の鉱山で規程などの最小限の制度的な面で、計画的でか

つ組織的な民族的賃金差別は存在しないという主張は必ずしも目新しいことではない。これまで韓国の学界で注目されてこなかっただけである。かつて長澤秀は常磐炭鉱の朝鮮人の賃金は、請負制により出来高払いに基づいて支給されたが、これは、日本人と同じであり、また個人の賃金は作業区ごとの域内の総作業量、個人持ちの権利歩合（大先山一分、先山一〇分、後山九分五厘、新入八分七分五厘見当、そして出勤日数に基づき割り当てられるものであると書いている（長澤一九七七、一〇一頁。『朝鮮人強制連行論文集成』（一九九三、一三〇頁）。彼は一九八七年の論文においても、同炭鉱の採炭労働者の賃金は請負単価に基づく生産高払で日本人と同様に集団請負に基づく生産高払制度を導入し、その他の職種は定額の日給制であり、賃金の職種別の格差はあるが、「賃金規則」だけ読むと民族による差異はなく、他の会社もすべて同じであったと書いている（長澤秀一九八七『朝鮮人強制連行論文集成』（一九九三、一六八―一九九頁）。

市原博は炭鉱では作業の能率と職種によつて賃金が決定されているが、これを朝鮮人に理解させることは容易ではなく、そのような理由で賃金をめぐる紛争が発生したが、これは民族差別ではなく朝鮮の送出機構に内在していた問題として把握した（市原一九九七、二五頁）。朝鮮側の送出機構の問題とは、なぜ賃金の個人差が発生するのかを十分に周知させていなかったことを意味し、これは朝鮮総督府の問題というより募集を担当していた日本の炭・鉱山の労務係の責任であると市原は指摘した。金属鉱山に関しては相澤一正の研究を挙げることができる。相澤は岩手県六黒見金山で朝鮮人に賃金を等級に基づいて支給し、これは日本人と同じであると述べた。同一労働に対し同一賃金を支給し、これは朝鮮

人を雇用する目的が低賃金による利潤率の上昇ではなく、労働力の補充にあったからであると述べた（一九八八、二四二頁）。利益率上昇と労働力補充が互いに矛盾するものではないが、全般的な労働力不足により、労務者の補充こそが第一の目標であった当時の状況を正しく認識していると判断することができる。また、西成田豊は朝鮮人の賃金は、日本人の賃金よりやや低いが、それは技能の違いであり、民族によって差を設けるというような賃金制度はなく、ただ強制貯蓄により朝鮮人鉱員の手に入るお金が非常に少なかったことを指摘し、実質的収奪の根拠であるとした。（一九九七、二七四―七七頁）⁽²⁴⁾。

北海道の炭鉱労務者に関しては市原博の研究を参考にすることができる。市原によると一九四〇年、住友歌志内鉱業部の朝鮮人の賃金は日本人にくらべ三割ほど低かったが、これは言葉が通じず、技能未熟ために生ずる作業能率の差であろうと指摘した（一九九一、一〇三頁）。朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会『北海道と朝鮮人労働者』によれば、北海道炭鉱汽船株式会社の炭鉱での作業は請負形態で実施され、朝鮮人と日本人の間の賃金区別はなく、これは社内規定であったとした。つまり、労務者間の経験（勤続年数）、つまりは作業能力が「賃金の差」をもたらしたと書かれている（一九九九、二四八―五一頁）。最近の研究としてはPalmerを挙げることができる。賃金体系は日本人と同一であったという見解である。（二〇一四、三〇〇頁）⁽²⁵⁾。これと関連し、九州炭鉱で「もつと働けばもつと支払い、できなければ少なくて支払う」か（委員会二〇〇六b、一七七頁）、北海道で「多く積めば金額は増え、少なくて積むと金も少なく」なるる（委員会二〇〇七b、一五三頁）という証言は参考するに値する。

V 賃金格差の推移

戦時期、日本人と朝鮮人の間の賃金格差はどのように推移したのだろうか。また、戦前期の賃金格差を戦時期と比べるとその格差は増加したであろうか、それとも幅を狭めたのであろうか。現在の状況で、これらの疑問に答えるのは容易いことではないが、それでも今まで公開された資料を利用し、ある程度の輪郭を描くのが本節の目標である。まず、表8は福岡県にある明治炭業所赤池炭鉱の資料であるが、一九四四年七月から一九四五年一〇月まで採炭夫と仕操夫（坑道や作業場や崩壊を防ぐため、構造物を設置する鉱夫のことを指す）の民族ごとの一日の平均賃金が記載されている。戦時期に炭鉱に動員された朝鮮人はほとんど坑内夫として働き、坑内夫の中でも採炭夫が最も多かった（李宇衍二〇一五）。それだけ重要であり、この時期を網羅する賃金資料では唯一のものであるにもかかわらず、一九九一年に刊行されたにもかかわらず、ただ一度も利用されていない。すでに述べたが、強制貯蓄、食費など賃金から引かれる項目が多岐にわたるため、その金額が多額になり、賃金は事実上ないも同然だったという通説、または賃金の民族差別がとても深刻であっただろうという推論が研究者たちの目を曇らせた結果であろう。

表8から、終戦以前の二四ヵ月間、朝鮮人と日本人の採炭労働者の賃金格差は〇・八―五・〇％、仕操夫のそれは、例外的に高い数値を表している一九四五年三月を除けば、一・四―五・〇％に過ぎないということがわかる。これもまた、民族差別であると断定するにはあまりに少ない格差であり、この差も作業能率を反映したものとみなすべきである。採炭夫の場合、一九四五年五―六月、仕操夫の場合には一九四四年一―

表8 明治鉱業所赤池炭鉱の1日の平均賃金

(単位：賃金は円、賃金格差は%)

年	月	採炭夫			仕繰夫		
		朝鮮人	日本人	賃金格差	朝鮮人	日本人	賃金格差
1944	6	4.17	4.29	2.8	3.82	3.94	3.0
	7	4.28	4.51	5.1	3.83	3.96	3.3
	8	4.28	4.39	2.5	3.82	3.92	2.6
	9	4.21	4.32	2.5	3.88	3.97	2.3
	10	4.32	4.42	2.3	3.84	3.98	3.5
	11	4.41	4.58	3.7	3.95	3.93	-0.5
	12	4.49	4.56	1.5	4.01	4.04	0.7
	平均	4.31	4.44	2.9	3.88	3.96	2.1
1945	1	4.61	4.68	1.5	4.08	4.20	2.9
	2	4.72	4.89	3.5	4.01	4.19	4.3
	3	4.77	4.96	3.8	4.00	4.43	9.7
	4	4.56	4.32	-5.6	4.96	5.21	4.8
	5	4.62	4.39	-5.2	4.93	5.19	5.0
	6	5.15	5.14	-0.2	5.04	5.11	1.4
	7	5.29	5.33	0.8	5.20	5.29	1.7
	平均	4.82	4.82	0.0	4.60	4.80	4.2

資料：『明治鉱業所労務月報』各月号、林えいだい編（1991）、1153-1220頁から抜粋。

月に朝鮮人の平均賃金が日本人より高かったという点も注目に値する。一九四四年、朝鮮人の採炭夫の賃金は、日本人に比べて二・九%低い水準であったが、一九四五年にはわずかながらその関係が逆転している。⁽²⁶⁾一九四四年、朝鮮人仕繰夫の賃金は、日本人に比べ二・一%低く、一九四五年にはその格差が四・二%に増加した。一九四三年九月現在、日本に動員された朝鮮人坑内夫のうち、採炭夫の割合は五四・二%、仕繰夫は八・九%であった（石炭統制会労務部一九四三、三二七頁）。これらの

点を考慮すれば、明治赤池炭鉱では一九四四年に比べ、一九四五年に民族間の賃金格差は減ったと推論することができる

以下に、民族間の賃金格差の推移について断片的なデータから輪郭を描こう。いくつかの資料をさらにご覧に入れよう。茨城県の日立鉱山の一九四二年の資料によると、朝鮮人と日本人の平均月収はそれぞれ五二・九六円、五九・四六円として日本人の鉱夫が高いが、月平均稼働日数は二一・九日と二四・九日と日本人のほうが、三日間出勤が多かった。月収を稼働日数で割ると日給となるが、それぞれ二・四二、二・三九円だ。ほんの僅かだが朝鮮人の金額が高い（労働事情調査所一九四二、九〇頁）。これが労働能率を反映しているのか、それとも他の理由があるのかはまだ分からない。当時、日本人労務関係者のなかに、このような状況を朝鮮人に対する経済的な「特別な待遇」であるとの認識もあったのである。⁽²⁷⁾このような理由で「訓練期間終了後の朝鮮人と同一の待遇」をすることに⁽²⁸⁾対し不満を抱く日本人もいた（外村大二〇一二、六七頁）。労働科学研究所が調査した北海道の某炭鉱の坑内労働者賃金では、採炭夫、仕繰夫および機械工（労働者）の日給賃金は朝鮮人労働者の方が高く、運搬夫、工作員、そして雑員の賃金は日本人労働者のほうが高かった（一九四三c、朴慶植編一九八一、第一巻、一九頁）。このような例があることにE・W・ワグナー（Wagner）は「朝鮮人炭鉱労働者は日本人と同じ賃金を受け取った」としており（一九五一、四六頁）、R・ミツチェル（Mitchell）は、朝鮮人労働者が「日本人徴用者に比べ悪い待遇は受けておらず、一部はむしろより良い待遇」を受けていたケースもあったこと（二九六七、八五頁）を指摘したのである。

次に紹介する資料もまだ利用されていないようであるが、福島県の常

磐炭鉱は、一九四四年一二月に次年度の賃金引き上げを計画し、その結果として増えるコストを積算した。この際に使われた一日平均収入は表9の通りである。まず、赤池炭鉱よりも賃金格差が大きいということがわかるが、その理由はやはり炭鉱夫の勤続年数において赤池炭鉱とは異なった分布を呈しているからであると思われる。残念ながら、これを裏付ける資料を管見するかぎり見当たらないので、その代用として常磐炭鉱の炭鉱労働者の年齢構成がわかる資料である表10を掲げることにする。

磐城炭鉱の年齢分布は常磐炭鉱とは違い、朝鮮人だけでなく、より多数の日本炭鉱夫も含まれ、全体の鉱員数を構成する。そして、朝鮮人と日本人の年齢分布を比較すると、朝鮮人の年齢は勤続年数を反映したものではなく、日本に動員された時点での年齢である点に留意しなければならぬ。朝鮮人は契約期間が二年であり、契約期間満了後に期間を延長する者はとても少なく、満了以前に逃走したものがとても多かったためである。反対に、日本人炭鉱夫は雇用現場にてそのまま徴用される「現員徴用」がほとんどであった。したがって日本人の年齢分布は、朝鮮人より勤続年数を反映しているのである。表10で常磐炭鉱の朝鮮人は六二・一％が二〇代に集中し、一方で磐城炭鉱は常磐炭鉱に比べずっと均等な年齢分布をみせている。つまり、常磐炭鉱の朝鮮人は数年間に

表9 常磐炭鉱の1日の賃金

(単位：賃金は円、賃金格差は%)

種 別	坑 内 男 子			坑 外 男 子		
	朝鮮人	日本人	賃金格差	朝鮮人	日本人	賃金格差
旧 平均日収	4.127	4.998	17.4	2.797	3.805	26.5
新 平均日収	4.947	5.743	13.9	3.594	4.400	18.3

資料：常磐炭鉱(株) (1944)、382頁。

のぼる実際の現場での作業経験により技量を身につけた炭鉱夫が日本人に比べはるかに少なかったということである。それ故、表9から読み取れる民族間の賃金格差は作業能率において朝鮮人が相対的に劣位であったことの反映であると解釈しなければならない。

表9でも炭鉱夫の民族間賃金格差が一九四四年に比べ一九四五年には幅を縮小していることがわかる。守屋敬彦は北海道住友(株)鴻之舞鉱業所の資料を根拠に「一工あたり賃金の昇給は朝鮮人のほうが生産性が落ちるという理由で日本人より六か月から一年ほど遅く実施されたが、官斡旋段階の後半では優秀な労働者からその差別をなくし、徴用段階にいたると基本的にはなくした」としている(二〇〇九、三の三七―三八頁)⁽³⁰⁾。戦時期に民族差別が徐々になくなったということであるが、現在の資料状況からは一般化するには無理があり、今後の資料の発掘に努めるとともに、あわせて慎重に検討しなければならない。

もう一つの重要な論点は、戦前期と戦時期の民族間の賃金格差を比較

表10 炭鉱構成員の年齢分布

(単位：人数、%)

年齢	朝鮮人鉱山労働者 (常磐 炭鉱)	構 成 比	全鉱山労働者数 (磐城 炭鉱)	構 成 比
15-20歳	435	9.2	752	13.6
21-25	1,587	33.4	894	16.2
26-30	1,365	28.7	905	16.4
31-35	614	12.9	856	15.5
36-40	475	10.0	797	14.3
41-45	197	4.1	637	11.6
46-50	66	1.4	671	12.2
51-55	11	0.2		
56歳以上	4	0.1		
計	4,754	100.0	5,212	100.0

資料：長澤秀 (1987)、175頁。

注：常磐炭鉱は1944年10月末、磐城炭鉱は1943年10月現在。

し、戦時期賃金格差の性質を究明することである。結論からいうと、現在のところ残念ながらそのような比較は不可能である。まず、現在まで発掘された戦前期と戦時期の賃金資料がまだまだ不足しているからである。前述した通り、日本鉱業株式会社の資料は一九四三年三月だけであり、一年以上に及ぶ時系列の資料は明治鉱業所赤池炭鉱だけである。戦前期の日本本土の石炭鉱山と金属鉱山の民族ごとの賃金資料もまた極めて限られている。現在のかかる資料状況を踏まえ、その推移を考察することでは今後の研究の糸口となれば幸いである。以下列挙しておく。

朴慶植は、一九二一年朝鮮人坑夫の賃金は日本人坑夫の六〇％であると書いた。(一九六五、三六頁。二〇〇八、ハンゲル版三九頁) これが事実だとしたら、戦時期にかけて民族間の賃金格差は大きく縮小したということである。朴慶植はなぜかその数値の出所を明示していない。それ故これ以上論じられない。次に、大阪市社会部長調査課の資料の中に、一九二三年六月の民族ごとの坑夫賃金が「最高、普通、最低」に分けて掲載されている一覧表がある。朝鮮人坑員の最高賃金は日本人より二三・三％、普通賃金は一六・〇％、最低賃金は一一・一％それぞれ低い。戦時期の赤池炭鉱の賃金格差よりはるかに大きい水準である。ところが、同じ時期の日本鉱業所と常磐炭鉱の民族間格差と比べると、ほぼ似たような水準であり、格差の増減を論じるのは難しい。

第三、これもまた丁振聲がすでに引用している福岡地方職業紹介事務局(一九二九)「官内在住朝鮮人労働事情」であり、「一九二八年朝鮮人鉱夫は日本人より二〜三割低い」という叙述である(丁振聲 一九八九、二〇八頁)。

前述した赤池炭鉱も福岡県に所在しているため、両炭鉱を比較すると

戦時期に民族間の賃金格差が縮小したということが指摘できる。第四番目の資料も大阪の資料であるが、中分類において近似している一九三〇年一〇月の工業賃金と土木建設業の賃金である。朝鮮人土木建築業労働者の賃金は日本人の六七・一％に過ぎず、工業賃金も七〇・二％と大きな格差がある。これを戦時期の鉱業賃金と比べると民族間の格差が縮小したということができる。ただ、工業賃金は職工(熟練労働者)の賃金であるという点から、直接比較するのはもちろん問題がある。慎重でなければならぬ。最後に日本本土全体を網羅する唯一の調査結果として内務省社会局第一部(一九二四)「朝鮮人労働者に関する状況」の一九二四年七月炭・鉱員賃金がある。次の表11は其中でも鉱夫の賃金を抜粋したものである。

表11 鉱業賃金 (単位：賃金は円、賃金格差は％)

県名と職種	民 族	最 高	普 通	最 低
福岡 採鉱冶金業	日 本 人	3.40	2.00	0.90
	朝 鮮 人	2.90	1.50	0.80
	賃金格差	14.7	25.0	11.1
佐 賀 採 鉱 業	日 本 人	2.00	1.80	1.50
	朝 鮮 人	1.80	1.70	1.50
	賃金格差	10.0	5.6	0.0
山 口 採 鉱 業	日 本 人	3.60	2.00	1.50
	朝 鮮 人	3.50	1.90	1.50
	賃金格差	2.8	5.0	0.0
福島 採鉱冶金業	日 本 人	2.50	1.50	1.00
	朝 鮮 人	2.50	1.50	1.00
	賃金格差	0.0	0.0	0.0
茨 城 鉱 業	日 本 人	2.80	2.00	1.20
	朝 鮮 人	2.50	1.67	0.70
	賃金格差	10.7	16.5	41.7
北海道 採鉱冶金業	日 本 人	3.97	2.50	1.60
	朝 鮮 人	3.00	2.50	1.80
	賃金格差	24.4	0.0	-12.5

資料：内務省社会局第一部(1924)「朝鮮人労働者に関する状況」、498-529頁から抜粋。

表11で職種が採鉱冶金業、採鉱業、鉱業などとなっているが、これはこの調査が全国的に同一の基準で実施されたものではないということを示唆している。福島県と茨城県は隣接し日本の三大炭田の一つである常磐炭田が位置しているが、茨城県とは違い、民族間の賃金格差は皆無である。北海道でも賃金格差はないか、朝鮮人の賃金は日本人よりも高かったと記されている。これもまた理解がしがたいが、この表から指摘できることは、朝鮮人と日本人の賃金格差が炭鉱や金属鉱山によって大きく違っていたという点である。一九二〇年代以降一九四五年まで民族間賃金格差の推移を考察するためには結局個別企業の賃金資料が公開されることを待つしかない。¹¹⁾ 個別企業の賃金資料を分析することによって、戦前期の民族間賃金格差が戦時期に縮小したのかどうかを検証することができであろう。ただ、ここでも二つの点に留意しなければならない。一つは前述した日本の労務者の構成変化が朝鮮人との賃金格差に与えた影響である。二つ目は、この短期間にあるトレンドがあったならば、その意味するところは何なのかという点である。かかる観点を踏まえ、戦時期の民族間の賃金格差とその推移に関する研究は今ようやくスタートラインに立ったということである。

国家総動員という総力戦の状況で何より重要なことは増産であった。これのためには労務者に誘因を提供しなければならず、戦時下の貨幣の増刷と戦時産業に対する支援により企業は豊富な資金を持っている状況で金銭的な理由で生産能率と関係なく朝鮮人を差別する理由はなかったはずである、これは戦時体制を運営するにあたってむしろ否定的な影響を与えるからである。

Ⅵ 結論

本稿では、「強制連行・強制労働」を主張する研究者が刊行した資料に基づき、戦時期の炭・鉱員が受け取った賃金は朝鮮の家族に送る送金と現地での消費として配分する選択が可能な水準であったということを考察した。「賃金は支給されないか、きわめて少額に過ぎなかった」という先行研究の主張は実証により裏付けられないということを確認した。朝鮮人炭・鉱員の賃金は日本人の賃金とそれほど大きな差はなく、当然先行研究において主張されるような「賃金の民族差別」があったということが言えないことを本研究は示した。加えて、朝鮮人と日本人の間の賃金格差が戦時期に縮小したということを示唆する研究と資料があり、戦中期に比べ戦時期に格差は縮小したということを示す事例があり、この論点と関わり研究を進展させるためには企業のレベルでの資料が公開されることを待つしかない。

先行研究は賃金のうち強制貯蓄として差し引かれた金額が非常に大きかったと主張したが、だとしたら貯蓄金は朝鮮人に公平に支払われたのかどうか問題であろう。また、朝鮮人の朝鮮にいる家族への送金はまともに家族に送られたのかどうか不明らかなにしなければならない。朝鮮人に支払われた賃金を考慮するとき避けることなく、答えるべき問題はこれらの問題であるにもかかわらず、未だに本格的な研究は行われていない。筆者が今後取り組む研究課題がまさにこの点にある。こうして送金と強制貯蓄を再検討することと並んで「強制連行」の性質を明らかにし、逃走、紛争等の朝鮮人の抵抗から多様な消費財の購入、飲酒、賭博、休日、外出等に至るまでの日常生活の実態を明らかにすることによって、

戦時期日本へと動員された朝鮮人炭・鉱員の日常を再構成することができると考えている。筆者の今後の課題である。

註

(1) 二〇一六年経済史学会春季学術大会で論評くださった朴基柱教授から貴重な助言をいただいた。さらによくするために助言をしていただいた匿名の審査委員の方々に感謝申し上げたい。

(2) 落星岱経済研究所研究委員、Email: wooyoun@sku.edu

(3) 被徴用者の賃金に関し『国民徴用の解説』（森田芳夫編輯、朝鮮総督府鉱工局労務課監修）では次のように説明する。「問 徴用せられた者の給与は大体どれ位ですか。 答 内地では全国的に應徴士（徴用に応じたもの、引用者）の給与を統制し、職業別に又地域別、年齢別に大体一定して居ります。例えば造船工場では当初の三箇月は、六十円程度ですが、三箇月過ぎれば百円以上になります。又、石炭山では、概ね採炭夫で（一日、筆者）最高六円、最低三円、平均四円五十銭程度で訓練期間中と雖も二円五十銭を下ることはありません。朝鮮内でも應徴士に対する給与は一般よりも多少優遇するやうに致して居ります。尚これらの給与については、鮮内に徴用する場合は素より、内地に徴用する場合に於いても朝鮮総督が認可することに致して居ります。」（国民総力朝鮮聯盟一九四四、四二―四三頁）

(4) 一九二〇年代にも朝鮮人の賃金水準は炭鉱により大きな差異があった。丁振聲（一九八九）参照。

(5) 貯蓄の場合、強制貯蓄により貯蓄した人員数は在籍人員や稼働人員と大体一致すると思われるため、このような問題はないとしてもいいであろう。

(6) 表2は賃金収入と支出の構成を調べるために作成されたものである。この表からは戦時期賃金の推移を論じることができない。炭・鉱山の賃金は

継続的に上昇した。一九三九年九月一日の「価格停止令」によって価格、地代、料金、運賃、賃金及び俸給の引き上げはすべて禁止されたが、価格停止は毎年更新されたという（Cohen 1949, pp.358-59）。一九三九年三月以降賃金統制令が開始されたが、慢性的な労働力不足のもとで企業は労働力確保のために賃金統制の他にも臨時手当、家族手当、勤続手当などの諸手当を支給することにより実質的に賃金を引き上げた（原朗一九七六、二四二頁）。労働者を引き留めるために賃金は引き上げられ、男性の一日の平均賃金は一九四〇年三・〇八円から四四年には五・六七円に上昇した（Cohen 1949, 166頁）。

(7) また、他の例として、A炭鉱の場合、「給料は寮長を通じて、支払われるが、一人一月に一〇円以上を渡されず、残額は貯金もしくは送金をさせた（会社貯金は年利六分五厘）。二年の契約期間満了後には一三〇〇円を貯蓄し帰国した例があると記した。一〇円の小遣いの主要な使用先は飲食費、賭博等としているが、彼らは洋服等を購入し…」と記されている。C炭鉱では「給料はすべて寮長の手を経て渡され、小遣いは原則的につき一〇円以下にとどめ、それ以外には貯金、送金（送金は原則的に二〇―三〇円以下とする）に割り当てるようにした」となっている。積極的に送金をした人々にはこの「一〇円の原則」を継続し、送金をしない人々に関しては会社としてもほかの方法はなかったであろう。これとは反対に、送金額の上限もまた「原則」を守らない場合が多かったということが表1から分かる。

(8) 朴慶植は一九四二年に動員されたある労働者の証言を引用する。「実際に徴用されてきてみると、賃金は一円三〇銭で、宣伝していた額の半分にしかならなかった。計画は一瞬にして崩れてしまった。送金は到底考えられなかった。自分一人で食べていくのも精いっぱいだ」とある（一九六五、八七頁）。長澤秀は福島常磐炭田に関する研究で（食費等を差し引いたあの残りの残金で『引用者』「日常の買物代や会社の強制社内預金」がさし

引かれていたので、朝鮮人労働者が朝鮮の故郷に送金する余裕は全くないか、あってもわずかなものであった」としていた（一九七七、一三一頁）。山田昭次もまた、この地域に関する研究で「給料は強制貯金をさせ、小遣い程度の金額しか渡さず遠方に逃亡できないようにしてあった」と書いた（一九七八、六五〇頁）。林えいはいは「受取った賃金の中から食費（一日六〇銭から六五銭）、その他、布団代、煙草、酒、石けん代を支払った。愛国貯金、退職積立金、普通貯金、国債、強制貯金をさせて本人には一銭も手渡されないように」としていた主張した（一九九一、三六頁）。Cook and Cookもある被動員者の証言を引用した。「賃金？彼らは私たちににも支払わなかった。私たちが韓国から渡ってくる時、彼らは一・五円をもらえといった。私たちはたったの一日分の賃金ももらっていない」とした（一九九二、一九六頁）。金旻榮（キムミニョン）は、これらの研究に比べより柔軟な立場をとっている。「（各種の費用を差し引くと、引用者）実際の支給額はたいして残らず、故郷への送金可能額であった一五円以上を故郷に送金した人はそれほど多くなかったという」（一九九五、八六―八七頁）。送金額を制限したという例はみつけることができる。しかし、このような制限がどれほど一般的であったのかはまだわからない。金仁徳（キムインドク）は、「現地では賃金を受け取る場合はほぼなかった。これは原則であったものとみられる……月給を受け取っても金額は非常に少なかった。大体は会社から給料として小遣い程度のみ支給されていたようだ」とした（二〇〇二、四九―五〇頁）。鄭惠瓊（チョンヘギョン）も非動員者の証言を用いながら、月給は「一日の外出で使い切る程度 of 金額」であり、「毎月若干の小遣いをもらう程度に過ぎないと判断」した（二〇〇六、一七一頁）。許光茂（ホカンム）もまた「月給は小遣い程度でしかなかったため、送金するということは考えることすらできなかった」と口述をそのまま紹介している（二〇一四、六四頁）。以上の主張とは異なり、全基浩（チョンギ

ホ）は朝鮮人労働者の送金がきちんと届いたのかを疑い（二〇〇三、一三―一四頁）、イサンウィは日本が敗戦した後、供託された未収金のうちに送金されることができなかった額も含まれているであろうと推論した（二〇一四、六一頁）。朝鮮の家族への送金の実態と未収金に関しては前述の通り別稿で扱うつもりである。

(9) 一九三九―四五五年の間、一四四、〇〇四名が鉾山に動員されたが、そのうち二一、五七四名、つまり八四・四%が石炭山に動員された。その中でも坑内採炭夫が最も多かったという（李宇衍二〇一五、六頁）。

(10) 日本語では「団体出来高払制度」という。「出来高払制度」は丁振聲（チョンジンソン、一九八九）の例にならない「生産高賃金率」と訳した。「団体」という言葉を用いたのは、以下に考察するように作業班全体の賃金をまず決定した後、それを分割し個人ごとに該当金額を支払ったためである。

(11) 朝鮮人強制連行実態調査報告編集委員会（一九九九、二九九頁）金属山でも坑内夫は請負制（生産高賃金率）、坑外夫は定額制であり、これは日本人と同一であった。訓練期間には「臨時雇」として、賃金である初任給一・二円から一・三円が支払われ、訓練期間終了後は各職種別能率給が加わった。

(12) 朝鮮人強制連行実態調査報告編集委員会編（一九九九）『北海道と朝鮮人労働者』も賃金計算が複雑でその中に民族差別が介在していたか、不信感を生じやすい構造であったということを指摘している（二五三頁）。

(13) 前掲『北海道と朝鮮人労働者』は朝鮮人も時間が経つにつれ、「勤勉次第」「腕次第」（自身の身体筋力）により賃金に差があり得るということをも「理解されてきた」という（二五四頁）。複雑な賃金体系に関する理解というよりは、賃金に関する会社側との一種の信頼が形成されたものと判断することができる。賃金に関わる紛争におけるもう一つの理由は労働者を募集するときに最高標準を提示し、現場では生産高賃金率や、固定日給を適用することがしばしばあったためである（司法省刑事局一九四一、一二三

三頁)『北海道と朝鮮人労働者』によると、一九四四年一月から二月まで北海道内の移入朝鮮人による紛争件数は総一三四件(参加人数一〇、一六六人)であり、その中でも最も多かったものは勤労管理問題であり四八件(その中でも係員暴行が二四件)、次に多かったものが定着(契約更新)・帰鮮問題で二七件(その中でも定着反対が二三件)。最後に食糧医療問題が二七件(二五九三)であった。初期に多かった賃金に関する紛争は七件(参加人数二〇〇人)に過ぎなかった(三二六頁)。

(14) 労務者として動員された人々も「仕事をやるほどお金も多くもらえる」と証言した。日帝強占下強制動員被害真相究明委員会(以下「委員会」と略す)二〇〇五、二八七頁 委員会二〇〇七a、一〇九頁、一五九頁、五五一頁。委員会、二〇〇九、一六四頁。

(15) 次のような証言も参考となる。一九四一年に樺太に動員された人の証言である。「問…出てこれるときに賃金は受け取りましたか? 答…そこは働いてその月に行けばちゃんと月給をくれる。月給をくれ、月給を踏み倒したりそういうことはない。問…働いた分はすべてもらったんですね。答…そう、働いた分は、働いたその月に大概もらった。」(委員会二〇〇七a、一五九頁)。

(16) 同じ日、厚生・内務両省次官により地方長官宛通牒、「朝鮮人労働者募集要綱」に添付された「朝鮮人労働移住に関する事務取扱手続」の一三項でも「苟も内地人労働者と差別的取扱を為すが如きことなく」ようすることが要求され(前田一、一九四三、三一頁)、「朝鮮人労働者募集要綱」の「細目」でも「いやしくも内地人労働者と差別的取扱を為すが如きことなく」と規定した(朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会編 一九九九、四三頁)。一九三九年九月には「朝鮮人労働者募集手続」が公表され、「内地人労働者と差別的取扱ひをなすが如きこと」がないようにすることを規定した。朝鮮人強制連行真相調査團編(一九七四)『朝鮮人強制連行強制労働』

六二一頁

(17) 同じ日公表された厚生省の「移入労務者訓練及取扱要綱」と二月二〇日、朝鮮総督府の「朝鮮人内地移入斡旋要綱」でも同じように「差別感ヲ与ヘザル様留意」と規定をしていた(長澤秀編 一九九二Ⅱ巻、七六頁。朴慶植編 一九七六第四巻、一二五四頁)。

(18) 北海道炭鉱汽船(株)が軍需大臣と総督府に送った「徴用申請書」の「被徴用者の給与」欄には「国民徴用令第十八条第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル被徴用者給与規則ニ依リ支給ス」と記入されている(守屋敬彦 一九九五、四〇頁の徴用申請書)。

(19) 三輪宗弘の紹介による長澤秀からの書簡による。

(20) 調査対象は北海道の炭鉱六ヶ所、本州の鉱山三ヶ所、九州の炭子五ヶ所、本州の土建業者三社、そして本州の工場二ヶ所と九州の工場一ヶ所、合計二〇ヶ所の事業所である。調査内容は生産管理、労務者管理及び厚生施設であり、調査方法は現場訪問による実地調査であった(労働科学研究所一九四三a、三一八頁)。

(21) 一年未満の者も朝鮮人と日本人の間に大きな差がある。朝鮮人は一年未満が圧倒的であった。二年を基準としているのは「募集」と「官斡旋」での契約期間が二年であり、契約期間が満了した朝鮮人には契約期間延長のために鉱山で各種費用を負担し、朝鮮にある家族を鉱山に呼び寄せるか、朝鮮に一時帰鮮させるか、または契約延長手当を支給する等、企業側でさまざまな努力をするなどしたが、これは朝鮮人炭鉱夫の二年間の経験と熟練が炭鉱会社側にとっては非常に貴重な資産であったためである。

(22) 日本の炭鉱では戦前にも採炭、掘進のような主要作業は生産高賃金率が適用されていた。丁振聲(一九八九)は賃金決定方式を考慮するとき、民間間の賃金格差は一九二〇年代にも確認するのが難しいと指摘した。

(23) 「半島労務者勤労状況に関する調査報告」は朴慶植編(一九八二)『朝鮮

問題資料叢書 第一巻 戦時強制連行・労務管理政策Ⅰ」所収。

- (24) 強制貯蓄は日本人においても同様であった。戦時通貨増刷によるインフレーションを抑止するための政策手段であったためである。また、日本敗戦直後貯金を清算、引き出すことができず急に帰国した場合を除けば戦時期にかけて貯蓄は退職と同時に普通に引き出すことができた。これに関しては別稿で詳述する。

- (25) 軍属だった者は「自分たちを平等に扱っていたと語っている」。「検証 日本統治下朝鮮の戦時動員 一九三七―一九四五」三〇〇頁参照。

- (26) 表8には○・○と表記したが、実数は一〇・〇三%である。朝鮮人の一九四五年の賃金は、日本人に比べて○・〇三%高かったのである。

- (27) 住友鉱業所では「半島労務動員ハ雇用後三月間ハ訓練期間デアリ朝鮮総督府ニ於テモ特ニ此ノ期間中ノ待遇、訓育等ニ付テハ干涉カマシキ迄ニ関心ヲ持ツテ居リ、賃金等ニ付テモ保障的或ルモノヲ要求シテキル。当鉱山ノ労務統理ノ考方ヨリスレバスルモノハ半島労務員ノミニ認メラレル特殊ナ待遇（経済的方面ヨリ大体厚遇テアル）テアル故他ノ一般労務動員トハ別ニ取扱ハネハナラス」とした（株式会社住友鴻之舞鉱業所 一九四一、守屋敬彦編 一九九一、Ⅲ 朝鮮人 二下巻、一四八三頁）

- (28) 外村が根拠とした資料は、『特高月報』一九四〇年一二月号である。

- (29) 出典資料は米国戦略爆撃調査団 *U. S. Strategic Bombing Survey: Coals and Metals in Japan's War Economy*.

- (30) 1工は会社により例外的に違う場合があるが、おおむね坑内九時間、坑外一〇時間作業を指す。「官斡旋」は一九四二年二月から、「徴用」は一九四四年九月から施行された。守屋敬彦が根拠とした資料は住友(株)鴻之舞鉱業所の「労務員職名・番号一決定賃金変更通知書」である。

- (31) 田中直樹によると、日窒江迎鉱業所の『賃金台帳』が九州大学産業労働研究所に保管されている（一九七八、六〇九頁）。この『賃金台帳』は朝鮮

人と日本人を問わず、労務者一人に一枚ずつ、一か月間の作業状況、稼働賃金、各種手当等を詳細に記録したものであり、現在は九州大学記録資料館に保管されているものと推測される。このような種類の資料が多く残っていることと思われるが、まだ公開されていない。

参考文献

厚生省（一九四二）「移入労務者訓練及取扱要綱」、長澤秀編（一九九二）、Ⅱ
『戦時下朝鮮人中国人聯合軍俘虜強制連行資料集』Ⅱ、緑蔭書房、五三一―八〇頁。

「朝鮮人労働者内地移住に関する方針」、朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会編（一九九九）『北海道と朝鮮人労働者』、札幌学院大学生生活協同組合、四八三頁。

閣議決定「朝鮮人労働者活用に関する方策」、朴慶植編（一九七六）『在日朝鮮人関係資料集成』第四卷、二四―二五頁。

國民總力朝鮮聯盟（一九四四）『國民徴用の解説——質問にかたへて一問一答式に——』「森田芳夫編輯、朝鮮総督府鉱工局労務課監修」。

内務省社会局第一部（一九二四）「朝鮮人労働者に関する状況」、朴慶植編（一九七五）『在日朝鮮人関係資料集成』第一卷、三一―三二書房、四四五―五四〇頁。

労働科学研究所（一九四三a）「半島労務者勤労状況に関する調査報告」、朴慶植編（一九八一）『朝鮮問題資料叢書 第一巻 戦時強制連行・労務管理政策Ⅰ』アジア問題研究所、一一―一七九頁。

労働科学研究所（一九四三b）「炭礦における半島人労働者」（労働科学研究所報告、朴慶植編（一九七六）『在日朝鮮人関係資料集成』第五卷、三一―三二書房、七五五―七八頁。

労働科学研究所（一九四三c）「半島人労働者の作業能力に関する科学的見解」、

朴慶植編（一九八一）『朝鮮問題資料叢書 第一卷 戦時強制連行・労務管理政策Ⅰ』アジア問題研究所、三一二五頁。

労働事情調査所（一九四二）『日立鑛山に於ける半島人労務者と語る』、朴慶植編（一九八一）『朝鮮問題資料叢書 第一卷 戦時強制連行・労務管理政策Ⅰ』アジア問題研究所、五六一九六頁。

大阪市社会部調査課（一九二四）『朝鮮人労働者問題』、朴慶植編（一九七六）『在日朝鮮人関係資料集成』第一卷、三三九一九六頁。

大阪市社会部労働課（一九三三）『朝鮮人労働者の近況』、朴慶植編（一九七六）『在日朝鮮人関係資料集成』第五卷、三二書房、七七九一八六頁。

東京地方鑛山部會（一九四三）『朝鮮人勞務管理研究協議會開催要綱』、長澤秀編（一九九二）『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集』Ⅱ、綠蔭書房、一四三一六五頁。

明治鑛業所「明治鑛業所勞務月報」各月号、林えいだい編（一九九二）『戦時外人強制連行関係資料史料集』Ⅱ 朝鮮人Ⅰ下巻、一一五三一二二〇頁。

磐城炭鑛、「就業規則」（刊行年不明）。

福岡地方職業紹介事務局（一九二九）『官内在住朝鮮人労働事情』、朴慶植編（一九七五）『在日朝鮮人関係資料集成』Ⅱ（二）、一〇七九一一三五頁。

司法省刑事局（一九四二）『勞務動員計畫に基く内地移住朝鮮人労働者の動向に関する調査』、『思想月報』七九号、朴慶植編（一九八一）『在日朝鮮人関係資料集成』アジア問題研究所、一二三二一五一頁。

産業労働調査所（一九四二）『移入半島労働者の希望とその対策に於ける労務管理』、『労務時報』一八九号、一九四二年一月一日。

常磐炭鑛（株）（一九四四）『勞務關係者優遇關係綴（昭和一九年、二〇年、長澤秀編（一九九六）『戦時下強制連行』行極秘資料集』Ⅲ 東日本編、三八一八五頁。

石炭統制會勞務部（一九四三）『炭鑛勞務統計表』、長澤秀編（一九八一）『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集』Ⅰ 朝鮮人強制連行（統計編）、綠蔭書房、三三三三九頁。

日本鑛山協會（一九四〇）『半島人労働者に関する調査報告』、朴慶植編（一九八一）『朝鮮問題資料叢書 第二卷 戦時強制連行・労務管理政策Ⅱ』アジア問題研究所、一二五七頁。

前田一（一九四三）『特殊勞務者の勞務管理』山海堂。

朝鮮總督府殖産局『朝鮮鑛業の趨勢』一九四〇年版。

朝鮮總督府（一九四二）『朝鮮人内地移入斡旋要綱』、朴慶植編（一九七六）『在日朝鮮人關係資料集成』第四卷、一二五四一五七頁。

朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』一九四〇年版。

住友鑛業（株）歌志内鑛業部（一九四〇a）『朝鮮人労働者内地移住ニ関スル事務取扱手續』長澤秀編（一九九六）『戦時下強制連行極秘資料集』Ⅱ 東日本編、綠蔭書房、一三一六頁。

住友鑛業（株）歌志内鑛業部（一九四〇b）『就業案内』長澤秀編（一九九六）『戦時下強制連行極秘資料集』Ⅱ 東日本編、綠蔭書房、二二一二五頁。

住友鑛業（株）歌志内鑛業部（一九四五）『Terms Requested and Answer to the Terms Requested』（進駐軍関係綴）所収、長澤秀編（一九九六）『戦時下強制連行極秘資料集』Ⅲ 東日本編、綠蔭書房、四〇九一八頁。

住友鑛業（株）鴻之舞鑛業部（一九四二）『半島勞務員統理綱要』、守屋敬彦編（一九九二）『戦時外國人強制連行關係史料集』Ⅲ 朝鮮人二下巻、一四四三一八五頁。

厚生・内務兩省（一九三九）『朝鮮人労働者募集要綱』、長澤秀編（一九九六）『戦時下強制連行極秘資料集』Ⅱ、綠蔭書房、一一一二二頁。

厚生省・内務省（一九四二）「移入勞務者訓練及取扱要綱」、長澤秀編（一九九

二）『戰時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集』Ⅱ 朝鮮人強制連行（文書編）、綠蔭書房、五五—八〇頁。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇五）、『당포라고요?』、일제강점하강제동원피해진상규명위원회（『炭鉱だつて?』日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇六a）、『가긴 어딜가? 헌병이 총 들고 지키는데』、일제강점하강제동원피해진상규명위원회（『どこに行くのか? 憲兵が銃を持って守っているのに』、日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇六b）、『꼭따선 타고 오다가 바다 귀신 뻔했네』、일제강점하강제동원피해진상규명위원회（『蒸氣船に乗ってきたが海の鬼神になるところだった』、日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇七a）『지독한 이별』일제강점하강제동원피해진상규명위원회（『酷い別れ』、日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇七b）『수족만 멀쩡하면 막가는 거야』、제강점하강제동원피해진상규명위원회（『手足さえ無事ならば今すぐ行くのか』、日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

일제강점하강제동원피해진상규명위원회（二〇〇九）『아홉마리 넘어 북해도로』、일제강점하강제동원피해진상규명위원회（『青森超えて北海道に』、日帝強占下強制動員被害真相研究委員会）。

김민영（金珉榮 キムミンニョン）（一九九五）、『일제의 조선인노동력수탈연구』、한울（日帝의朝鮮人勞働力収奪研究、ハンウル）。

이상의（イサンウイ）（二〇一四）『행방 후 일본에서의 조선인 미수금 공탁 과정

과 그 특징』、『동북아역사논총』四五、一一—四五頁、解放後 日本における朝鮮人未収金供託過程とその特徴』、『東北アジア歴史論叢』四五、一一—四五頁。

이우연（李宇衍、イウヨン）（二〇一五）、『전시기 일본의 조선인 노동동원과 탄광의 노동환경』、낙성대경제연구소 위키경제이과 WP2015-10「戰時期 日本の朝鮮人勞務動員と炭鉱の労働環境」、落星岱經濟研究所 ワーキングペーパー WP2015-10。

전기호（全基浩、チョンギホ）（二〇〇三）、『일제시대 재일 한국인 노동자 계급의 상대와 투쟁』、지식산업사（日帝時代 在日韓国人勞働者階級の狀態と闘争）、知識産業社。

정진성（丁振聲、チョンジンソン）（一九八九）「一九二〇年代의 朝鮮人使用狀況 및 使用經費——日本 치쿠호（筑豊）地方의 미쯔비시（三菱）炭鑛을 중심으로——、『韓國資本主義論』、한울、一九八—二二四。

정혜경（鄭惠瓊、チョンヘギョン）（二〇〇六）、『조선인 강제연행 강제노동Ⅰ 일본편』、景仁文化社。

정혜경（二〇一一）、『일본 제국과 조선인 노동자 공출』、선인、『朝鮮人強制連行・強制労働Ⅰ 日本編』、景仁文化社。

허광무（許光茂、ホカンム）（二〇一四）、『일제말기 강제동원 조선인 노동자의 미불금 피해 실태——규슈（九州）지역의 미불금 관리 실태를 중심으로——』、『동북아역사논총』四五、四七—八二「日帝末期 強制動員朝鮮人勞務者の未払金被害実態——九州地域の未払金管理実態を中心に」、『東北アジア歴史論叢』四五号、四七—八二頁。

古庄正（二〇一一）『足尾銅山・朝鮮人戰時動員の企業責任——村上安正の批判に答える』、『在日朝鮮人史研究』四一号、二〇一一年一〇月号、六九—八一頁。

林えいだい（一九九一）「解説」『戰時外国人強制連行関連史料集Ⅱ』朝鮮人

1 上巻、明石書店、五一四一頁。

朴慶植(一九六五)『朝鮮人強制連行の記録』、박정옥 옮김(バクキョンオク記)

(二〇〇八)『조선인 강제연행의 기록』、고 즈인。

山田昭次(一九七八)「戦時下常磐炭田の朝鮮人労働者について」、小沢有作編

(一九七八)『近代民衆の記録10 在日朝鮮人』新人物往来社、六四三—五

二頁。

相沢一正(一九八八)「朝鮮人強制連行とその労働・生活——岩手県・六黒見鉱

山のばあい」、東敏雄、丹野清秋編『近代日本社会発展史論』、ぺりかん社、

一九八八、二二七—六七頁。

西成田豊(一九九七)『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会。

守屋敬彦(一九九二)「支払依頼書類綴よりみたる住友鴻之鑛山朝鮮人強制連

行」、『道都大学紀要』一〇号、一—三一頁。

守屋敬彦(一九九五)「朝鮮人強制連行における募集・官斡旋・徴用方式の一貫

性」、『道都大学紀要』一四号、一三一—六九頁。

守屋敬彦(一九九六)「アジア太平洋戦争下の朝鮮人強制連行と遺家族援護」、

『道都大学紀要』一五号、八一—一三八頁。

守屋敬彦(二〇〇九)「企業資料中各種名簿類記述内容から分かる朝鮮人強制連

行者に関する事実」、『二〇〇九 네트웍 관계자 초청 워크숍』、일제강점하

강제동원 피해진상 규명위원회、三—三一—三五六、ネットワーク関係者

招待ワークショップ 日帝強占下強制動員被害真相究明委員会、三の三一

—五六頁。

市原博(一九九二)「戦時下の朝鮮人炭鉱労働の実態」、『エネルギー史研究』一

五号、九九—一一四頁。

市原博(一九九七)「戦時下日本企業の朝鮮人管理の実態」、『土地制度史学』一

五七号、一七—三〇頁。

外村大(二〇一二)『朝鮮人強制連行』岩波新書。

原朗(一九七六)「戦時統制の開始」、『岩波講座 日本歴史 20 近代七』、二二—五—六八頁。

長澤秀(一九七七)「常磐炭田における朝鮮人労働者について」、『駿台史學』四

〇号、九二—一二二頁。梁泰昊編(一九九三)『朝鮮人強制論文集成』明石

書店、一二三—一四五頁収録。

長澤秀(一九八七)「戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(一)」

『史苑』四七卷一、一—三三頁。長澤秀(一九八八)「戦時下常磐炭田に

おける朝鮮人鉱夫の労働と闘い(二)」、『史苑』四七卷二、六—一九五頁。

梁泰昊編『朝鮮人強制論文集成』明石書店、一四六—二〇四頁に二論

文をまとめて収録。

田中直樹(一九六八)「第二次大戦前夜の炭鉱における朝鮮人労働者——石炭連

合会資料を中心に」、『朝鮮研究』七二号、二二—三六頁。田中直樹(一

九九九)「戦時下における炭鉱労働者について——労働力構成を中心にし

て」、『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要…社会学・心理学・教育学…

人間と社会の探究』九号、二—一三三頁。田中直樹「太平洋戦争前後にお

ける炭坑労働者について 石炭連合会資料を中心に」、三田経済学研究、一

二卷、一九六八年、前掲『近代民衆の記録10 在日朝鮮人』五六五—六—

一頁収録(三本の論文に基づき「戦時期における朝鮮人鉱夫の雇用状態——

筑豊炭山の事例を中心として——」のタイトルで掲載)。

朝鮮人強制連行實態調査報告書編輯委員会編(一九九九)『北海道と朝鮮人労働

者』札幌学院大学生活協同組合。

朝鮮人強制連行真相調査團(一九七四)『朝鮮人強制連行強制労働の記録』現代

出版社。

Cohen, Jerome Bernard (1949), *Japan's economy in war and reconstruction*,

Minneapolis: Univ. of Minn. Press.

Cook, Haruko Taya and Cook Theodore (1992), *Japan at War An Oral History*, New York: The New Press.

Mitchell, Richard (1967), *The Korean minority in Japan*, Berkeley : University of California Press,

Palmer, Brandon (2013), *Fighting For the Enemy Koreans in Japan's War, 1937-1945*, University of Washing Press. ブランドン・パーマ、塩谷紘訳『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員一九三七―一九四五』草思社、二〇一四。

Wagner, Edward W (1951) *The Korean Minority in Japan, 1904-1950*, New York: Institute of Pacific Relations, 外務省アジア局北東アジア課譯（一九八九）『復刻板 日本における朝鮮少数民族：一九〇四―一九五〇年』龍溪書店。二〇〇二年にハングル版の翻訳が刊行され、参照した。

謝辞 本稿の校正に際して、三輪宗弘先生に表記や引用の仕方について助言をいただいた。記して御礼を申し上げます。